

第74回 税理士試験

〔 相続税法 〕

解答速報

第74回 税理士試験 相続税法

Z-74-E [第一問] 解答

問1 (25点)

次の[設例]に基づき、以下の[問]に答えなさい。

[設例]

個人A(居住者)は、令和4年6月1日に、その配偶者B(居住者。個人Aとの婚姻期間は25年)から、①国債(贈与時の時価1,000万円)及び②配偶者Bが所有する宅地の上に存する家屋(贈与時の時価1,500万円)の贈与を受け、その年中にその家屋を配偶者Bとともに居住の用に供した。個人Aは、令和4年分の贈与税の申告において贈与税の配偶者控除(相続税法第21条の6)の適用を受け、適法に申告と納付を済ませている。なお、個人Aと配偶者Bとの間で家賃及び地代等の授受は行われていない。

令和6年7月1日に配偶者Bは死亡した。遺産は現金8,000万円及び上記の家屋(相続開始時の時価1,000万円)の敷地の用に供している宅地(小規模宅地等の特例(租税特別措置法第69条の4)の適用後の課税価格9,000万円)であり、唯一の相続人である個人Aが取得した。

[問]

個人Aの(1)令和4年分の贈与税の課税価格及び(2)配偶者Bの相続に係る相続税の課税価格について、関連する条文に触れつつ、それぞれ説明しなさい。

なお、(1)の解答に当たっては、贈与税の配偶者控除の概要についても説明すること。また、(1)及び(2)の課税価格は、贈与税の基礎控除額又は相続税の遺産に係る基礎控除額の控除前の金額とし、配偶者居住権及び小規模宅地等の特例に関する事項並びに納税義務者の範囲については説明を要しない。

(1) 令和4年分の贈与税の課税価格

① 取扱い ③

令和4年中に贈与により取得した国債1,000万円及び家屋1,500万円が贈与税の課税価格に算入されるが、家屋については贈与税の配偶者控除の適用を受けているため、課税価格から1,500万円が控除される。したがって、令和4年分の贈与税の基礎控除額の控除前の課税価格は、1,000万円となる。

② 関連する条文

イ 贈与税の課税財産の範囲(法2の2①)

贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

ロ 贈与税の課税価格(法21の2①) ②

その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

ハ 贈与税の配偶者控除の概要(法21の6①) ⑥

その年において贈与によりその者との婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用不動産又は金銭を取得した者(その年の前年以前のいずれかの年においてその配偶者から取得した財産につきこの規定の適用を受けた者を除く。)が、その取得の日の属する年の翌年3月15日までにその居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までにその金銭をもって居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から2,000万円(その居住用不動産の価額に相当する金額とその金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が2,000万円に満たない場合には、その合計額)を控除する。

(2) 配偶者Bの相続に係る相続税の課税価格

① 取扱い 4

相続により取得した現金8,000万円及び宅地9,000万円が相続税の課税価格に算入される。また、個人Aは配偶者Bから相続により財産を取得しているため、相続開始前3年以内に贈与を受けた国債1,000万円及び家屋1,500万円が相続税の課税価格に加算されることになるが、家屋は特定贈与財産に該当するため、加算されない。したがって、相続税の遺産に係る基礎控除額の控除前の課税価格は、18,000万円となる。

② 関連する条文

イ 相続税の課税財産の範囲 (法2①)

相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

ロ 相続税の課税価格 (法11の2①) 2

相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

ハ 生前贈与加算 (法19①、21の15②、21の16②) 4

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産(その年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。))に限る。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

ニ 特定贈与財産 (法19②、令4②) 4

特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除に規定する婚姻期間が20年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与によりその被相続人の配偶者が取得した居住用不動産又は金銭で、その贈与が相続の開始の年の前年以前にされた場合で、その配偶者が贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けているときは、贈与税の配偶者控除の規定により控除された金額に相当する部分をいう。

問2 (25点)

次の[設例]に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

[設例]

個人A(居住者)は、将来、博物館を設置運営する公益財団法人X(内国法人)に対し、自己が保有している絵画を寄附しようと考えている。推定相続人はその配偶者Bと子Cの計2人である。

[問]

- (1) 個人Aが遺言によりこの絵画を公益財団法人Xに寄附する場合、その絵画に係る公益財団法人Xの相続税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。
- (2) 個人Aが死亡し、子Cが相続によりこの絵画を取得して公益財団法人Xに寄附をする場合、その絵画に係る子Cの相続税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。なお、解答に当たっては、子Cがこの絵画を寄附したことにより受けることができる相続税の非課税措置についても説明すること。

(1)

① 公益財団法人Xの相続税の課税関係 ③

公益財団法人Xは個人でないため、相続税の納税義務を負わない。ただし、Xが遺贈を受けたことにより個人Aの親族等の特別関係者の税負担が不当に減少する結果となると認められるときは、Xを個人とみなして、遺贈を受けた絵画に対して相続税が課税される。

② 関連する条文

持分の定めのない法人に対する課税(法66④) ④

持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その法人を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。

(2)

① 子Cの相続税の課税関係 ③

子Cが相続により取得した絵画については、相続税が課税されることになるが、公益財団法人Xが特定の公益社団法人等に該当する場合において、相続税の申告期限までにその絵画をXに寄附したときは、その絵画の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。なお、その後Xが特定の公益社団法人等に該当しないこととなった場合等には、非課税は取り消され、絵画の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されるため、修正申告を行うこととなる。

② 関連する条文

イ 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等(措法70①) ⑨

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を申告期限までに国もしくは地方公共団体、特定の公益社団法人等に贈与をした場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

ロ 課税される場合(措法70②) ②

特定の公益社団法人等でイの贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、イの規定にかかわらず、その財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

ハ 手続(措法70⑤) ②

イの規定は、相続税の期限内申告書(義務的修正申告書を含む。)に、(イ)の事項を記載し、かつ、(ロ)の書類を添付しない場合には、適用しない。

(イ) この規定の適用を受けようとする旨

(ロ) 贈与又は支出をした財産の明細書その他一定の書類

<TAC>税24 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

ニ 修正申告の特則(措法70②⑥) **2**

イの規定の適用を受けて相続税の期限内申告書を提出した者(相続人及び包括受遺者を含む。)は、その規定の適用を受けた財産についてロの事由が生じた場合には、その2年を経過した日の翌日から4月以内に修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

ホ 国税通則法の適用(措法70⑨)

ニの修正申告書に対する国税通則法の適用については、期限内申告書とみなす。

▶予想配点◀

解答中に口で囲まれた数字として記載してあります。

Z-74-E [第二問] 解答

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算 (42点)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (26点)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地H	子 A	2 41,925,000	$215,000 \times 1.00 \times 195\text{m}^2 = 41,925,000$
私道I	子 A 孫 D	2 691,840 2 674,544	$\text{イ } 200,000 \times 1.00 \times 0.94 \times 0.92 \times 0.3 \times 80\text{m}^2 \times \frac{1}{6} = 691,840$ $\text{※ } \frac{20\text{m}}{4\text{m}} = 5 \quad \therefore 0.92$ $\text{ロ } 180,000 \times 0.3 \times 80\text{m}^2 \times \frac{1}{6} = 720,000$ $\text{ハ } \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 691,840$ $\text{② } 691,840 \times \left(1 - \frac{5}{100} \times \frac{1}{2}\right) = 674,544$ $\text{※ } \frac{5}{100} \times \frac{1}{2} = \frac{5}{100} \times \frac{1}{2} \quad \therefore \frac{5}{100} \times \frac{1}{2}$
家屋J	子 A	9,100,000	$9,100,000 \times 1.0 = 9,100,000$
雑種地K	孫 D	2 14,299,740	$\text{① } 180,000 \times 1.00 \times 0.97 \times 84\text{m}^2 = 14,666,400$ $\text{② } 14,666,400 \times \left(1 - \frac{5}{100} \times \frac{1}{2}\right) = 14,299,740$ $\text{※ } \frac{5}{100} \times \frac{1}{2} = \frac{5}{100} \times \frac{1}{2} \quad \therefore \frac{5}{100} \times \frac{1}{2}$
雑種地L	孫 C	2 55,860,000	$100,000 \times 0.95 \times (1 - 0.02) \times 600\text{m}^2 = 55,860,000$ $\text{※ } \left(1 - \frac{250\% \times 20\text{m} \times 20\text{m} + 100\% \times 20\text{m} \times 10\text{m}}{250\% \times 600\text{m}^2}\right) \times 0.1 = 0.02$
(アスファルト舗装)	孫 C	2 275,240	$(5,000 \times 600\text{m}^2 - 2,606,800) \times \frac{70}{100} = 275,240$
(未収駐車場料)	孫 C	2 120,000	
M社株式	子 A	2 10,170,000	① 東京 $\text{イ } 707 \quad \text{ロ } 786 \quad \text{ハ } \frac{868 + 500 \times 1.0}{1 + 1.0} = 684$ $\text{ニ } \frac{857 + 500 \times 1.0}{1 + 1.0} = 678 \text{ (円未満切捨)} \quad \therefore 678$ ② 名古屋 $\text{イ } 708 \quad \text{ロ } 782 \quad \text{ハ } \frac{859 + 500 \times 1.0}{1 + 1.0} = 679 \text{ (円未満切捨)}$ $\text{ニ } \frac{861 + 500 \times 1.0}{1 + 1.0} = 680 \text{ (円未満切捨)} \quad \therefore 679$ $\text{③ } \text{①} < \text{②} \quad \therefore 678 \times 15,000 \text{株} = 10,170,000$
(株式の割り当てを受ける権利)	子 A	2 2,670,000	$(678 - 500) \times 15,000 \text{株} \times 1.0 = 2,670,000$

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
N社株式	孫 C	2 6,900,000	$1,500 \times 4,600 \text{株} = 6,900,000$
定期預金T	子 G	2 20,008,755	$20,000,000 + (20,000,000 \times 0.2\% \times \frac{374 \text{日}}{365 \text{日}})$ (円未満切捨) $- 20,000,000 \times 0.15\%$ $\times (1 - 20.315\%) = 20,008,755$ ※ 源泉徴収税額円未満切捨
家庭用財産	子 A	1,168,000	$1,728,000 - 560,000 = 1,168,000$
(未支給年金)	子 A	2 ———	相続税の課税財産に該当しない。
現金	子 A 孫 C 孫 D 孫 E 妻 B'	2 28,000,000 40,000,000 20,000,000 20,000,000 20,000,000	$128,000,000 - 40,000,000 - 20,000,000 \times 3 = 28,000,000$
(生命保険契約に関する権利)	子 A	2 15,000,000	$30,000,000 \times \frac{1}{2} = 15,000,000$

(2) 遺贈により取得した個々の財産 (取引相場のないN社株式) の価額の計算 (4点)

イ 評価方式の判定

$\frac{86 \text{個}}{100 \text{個}} = 86\% > 50\% \geq 5\%$ ∴ Cは同族株主に該当し、かつ、株式取得後の議決権割合が5%以上であるため、原則的評価方式。

ロ 1株当たりの価額の計算

(単位:円)

計 算 過 程
① 特定の評価会社の判定 比準要素数1の会社に該当する。 ② 類似業種比準価額 イ 1株当たりの資本金等の額 $10,000,000 \div 10,000 \text{株} = 1,000$ ロ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 $10,000,000 \div 50 = 200,000 \text{株}$ ハ ㊸の金額 0 ニ ㊿の金額 0 ホ ㊾の金額 $\frac{26,879,000}{200,000 \text{株}} = 134$ (円未満切捨)

ロ 1株当たりの価額の計算(続き)

(単位:円)

計 算 過 程
<p>へ 類似業種比準価額</p> $\text{※1} \frac{0}{9.8}(0.00) + \frac{0}{55}(0.00) + \frac{134}{558} \text{※2}(0.24)$ $337 \times \frac{\quad}{3} (0.08) \times 0.5 = 13.4 \text{ (10銭未満切捨)}$ <p>※1 369、363、364、362、337 ∴ 337</p> <p>※2 小数点以下2位未満切捨</p> $13.4 \times \frac{1,000}{50} = 268 \text{ [2]}$ <p>③ 1株当たりの純資産価額</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>イ $56,194,000 - 36,327,000 = 19,867,000$</p> <p>※ $24,327,000 + 10,000,000 + 5,000,000 - 500,000 \times 6 \text{月} = 36,327,000$</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>ロ $54,156,000 - 36,327,000 = 17,829,000$</p> <p>ハ $\frac{\text{イ} - (\text{イ} - \text{ロ}) \times 37\% \text{ (千円未満切捨)}}{10,000 \text{株}} = 1,911 \text{ (円未満切捨) [2]}$</p> <p>④ 1株当たりの価額</p> <p>イ 1,911</p> <p>ロ $268 \times 0.25 + 1,911 \times 0.75 = 1,500 \text{ (円未満切捨)}$</p> <p>ハ イ > ロ ∴ 1,500</p>

(3) 小規模宅地等の特例の計算(2点)

(単位:円)

計 算 過 程									
<p>① 特例対象宅地等</p> <p>A (特定居住用宅地等) $41,925,000 \div 195\text{m}^2 \times \frac{80}{100} \times 330 = 56,760,000$</p> <p>D (貸付事業用宅地等) $14,299,740 \div 84\text{m}^2 \times \frac{50}{100} \times 200 = 17,023,500$</p> <p>D (貸付事業用宅地等) $674,544 \div \frac{80\text{m}^2}{6} \times \frac{50}{100} \times 200 = 5,059,080$</p> <p>C (貸付事業用宅地等) $55,860,000 \div 600\text{m}^2 \times \frac{50}{100} \times 200 = 9,310,000$</p> <p>② 特例対象宅地等の減額計算</p> <p>調整計算有利のため、併用計算省略。</p> <p>A (特定居住用宅地等) から 195m^2 及び D (貸付事業用宅地等) から $200\text{m}^2 \times (1 - \frac{195\text{m}^2}{330\text{m}^2})$ を選択する。</p> <p>A $41,925,000 \times \frac{195\text{m}^2}{195\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 33,540,000$</p> <p>D $14,299,740 \times \frac{200\text{m}^2 \times (1 - \frac{195\text{m}^2}{330\text{m}^2})}{84\text{m}^2} \text{ (円未満切捨)} \times \frac{50}{100} = 6,964,159$</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特 例 適 用 対 象 財 産</th> <th style="text-align: center;">取 得 者</th> <th style="text-align: center;">課税価格から減額される金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地H</td> <td>子 A</td> <td>[2] 33,540,000</td> </tr> <tr> <td>雑種地K</td> <td>孫 D</td> <td>6,964,159</td> </tr> </tbody> </table>	特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額	宅地H	子 A	[2] 33,540,000	雑種地K	孫 D	6,964,159
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額							
宅地H	子 A	[2] 33,540,000							
雑種地K	孫 D	6,964,159							

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算 (2点) (単位:円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	子 A	2,730,000	$700,000 + 780,000 + 1,250,000 = 2,730,000$ ※ 遺言の執行費用は控除できない。
葬式費用	子 A 孫 C	2 1,975,000 1,975,000	$2,500,000 + 700,000 + 50,000 + 700,000 = 3,950,000$ $3,950,000 \times \frac{1}{2} = 1,975,000$

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算 (2点) (単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等	孫 C 孫 E	30,000,000 2 14,206,500	※1 ① $3,000,000 \times 9.471 = 28,413,000$ ※1 R 6.4.20 ~ R 15.6.20 → 10年(1年未満切上) ∴ 9.471 ※2 ② $3,000,000 \times 46.574 = 139,722,000$ ※2 H 11.3.2 ~ R 6.4.20 → 25歳 → 63.09年 → 63年 ∴ 46.574 ③ ① < ② ∴ $28,413,000 \times \frac{1}{2} = 14,206,500$
同上の非課税金額	孫 C 孫 E	△16,965,830 △8,034,169	① $5,000,000 \times 5人 = 25,000,000$ ② $30,000,000 + 14,206,500 = 44,206,500$ ③ ① < ② ∴ $25,000,000 \times \left[\frac{30,000,000}{44,206,500} = 16,965,830 \right]$ $\frac{14,206,500}{44,206,500} = 8,034,169$
()			
退職手当金	子 A	12,000,000	$10,000,000 + (5,000,000 - 500,000 \times 6月) = 12,000,000$
同上の非課税金額	子 A	△12,000,000	$5,000,000 \times 5人 = 25,000,000 \geq 12,000,000$ ∴ 12,000,000

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算 (2点) (単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計算過程
令和3年	子 A	8,500,000	
令和6年	孫 E	2 0	$30,000,000 \leq 60,000,000$ ∴ 0

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産の価額の計算 (2点) (単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計算過程
令和6年	子 A	2 0	$1,000,000 \leq 1,100,000$ ∴ 0

(8) 相続人等の課税価格の計算 (2点)

(単位:円)

区分		相続人等					妻 B'
		子 A	孫 C	孫 D	孫 E	子 G	
遺贈による取得財産		75,184,840	103,155,240	28,010,125	20,000,000	20,008,755	20,000,000
みなし取得財産	生命保険金等		13,034,170		6,172,331		
	(退職手当金)	2 0					
	()						
債務等	債務	△2,730,000					
	葬式費用	△1,975,000	△1,975,000				
生前贈与財産の加算額		8,500,000			0		
課税価格 (1,000円未満切捨て)		78,979,000	114,214,000	28,010,000	26,172,000	20,008,000	20,000,000

2 納付すべき相続税額の計算 (8点)

(1) 相続税の総額の計算 (2点)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
287,383		30,000+6,000×5人=60,000	227,383
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
子 A	$\frac{1}{3}$	千円 75,794	円 15,738,200
子 G	$\frac{1}{3}$	75,794	15,738,200
孫 C	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$	25,264	3,289,600
孫 D	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$	25,264	3,289,600
孫 E	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{9}$	25,264	3,289,600
合計	5人 1		(100円未満切捨て) 円 41,345,200

(注) 法定相続人、法定相続分、法定相続人の数及び基礎控除額ができて 2

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算(2点)

(単位:円)

相続人等 区分	子 A	孫 C	孫 D	孫 E	子 G	妻 B'
算出税額	11,362,545	16,431,732	4,029,740	3,765,311	2,878,509	2,877,358
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額					575,471
	贈与税額控除額	2△1,320,000				
	配偶者の 税額軽減額					
	未成年者控除額					
障害者控除額	△2,711,027	△4,435,815	△1,087,845	△3,765,311		
納付税額 (100円未満切捨て)	7,331,500	11,995,900	2,941,800	0	2,878,500	3,452,800

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算(4点)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割 加算額 (対象者2)	妻 B'	575,471	$2,877,358 \times \frac{20}{100} = 575,471$
贈与税額控除額	子 A	1,320,000	$(8,500,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,320,000$
()			
配偶者の税額軽 減額			
(未成年者控除額)			
障害者控除額	孫 E 子 A 孫 C 孫 D	3,765,311 2,711,027 4,435,815 1,087,845	① $200,000 \times (85歳 - 25歳) = 12,000,000$ 2 $> 3,765,311$ $\therefore 3,765,311$ ② $12,000,000 - 3,765,311 = 8,234,689$ $8,234,689 \times \begin{cases} \frac{10,042,545}{30,504,017} = 2,711,027 \\ \frac{16,431,732}{30,504,017} = 4,435,815 \\ \frac{4,029,740}{30,504,017} = 1,087,845 \end{cases}$

▶予想配点◀

解答中に口で囲まれた数字として記載してあります。

●合否のポイント

第一問(理論)

昨年同様、2題とも事例問題であり、規定とともに事例に則した説明を作文しなければならない形式の問題であった。単に適用される規定を挙げるだけでなく、それが設例にどう関わるのかを具体的に自分の言葉で説明できている答案が断然有利である。

問1は、まず、贈与税及び相続税の課税価格の具体的な金額を示すこと。そのうえで、(1)については贈与税の課税価格と贈与税の配偶者控除を、(2)については相続税の課税価格、生前贈与加算及び特定贈与財産を、それぞれ正確に記述することが求められる。

問2は、法人が原則相続税の納税義務を負わないことに気付かなければ、(1)の解答は難しいであろう。その分(2)において措置法70条の非課税について、内容を中心に解答できていれば良いであろう。

第二問(計算)

宅地等の評価の難易度は高かったものの、ボリュームはさほど多くはなく、納付税額まで解答することも可能な分量であった。しかし、親族図や定期預金の資料など、いつも以上に問題文をしっかりと読んでトラップにひっかからないことを意識しつつ、基礎論点を取りこぼさないことが合格の鍵となるであろう。

●合格ライン

〔第一問〕

問1の合格確実ラインは23点、ボーダーラインは19程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは21点、ボーダーラインは17点程度であると思われる。

〔第二問〕

合格確実ラインは40点程度、ボーダーラインは34点程度であると思われる。

合格確実ラインは84点程度、ボーダーラインは70点程度であると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
70点以上	—	次の科目に進みましょう。
65点～69点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
55点～64点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
54点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00  河井 翔太 講師	8/17 (土) 10:00～11:00  渡辺 俊宏 講師	8/22 (木) 19:30～20:30  松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30  信澤 奈津美 講師	8/25 (日) 10:00～11:00  阿部 史生 講師	8/19 (月) 19:30～20:30  二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

①本試験後の
「受験プランニング」

②第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

